

川崎市私有財産等に関する解決困難な地域課題に係る検討連絡会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 本市における私有財産等に関する解決困難な地域課題に係る総合的な対策を検討するため、川崎市私有財産等に関する解決困難な地域課題に係る検討連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- （1）私有財産等に関する解決困難な地域課題（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に基づく特定空家等と判定されているもの及びその蓋然性が高い空き家と判断されたものを除く。以下同じ。）に係る総合的な対策に関すること。
- （2）私有財産等に関する解決困難な地域課題に係る調査・検討に関すること。
- （3）その他連絡調整に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、座長及び別表1に掲げる関係局区長等をもって組織する。

- 2 座長は副市長（市民文化局担当）をもって充てる。

（会議）

第4条 連絡会議は、座長が招集する。

- 2 関係局区長等が出席できないときは、当該局区長等の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

（幹事会等）

第5条 連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる関係局区等の職員をもって組織する。

- 3 幹事長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、私有財産等に関する解決困難な地域課題に係る実務的事項を調査・検討する。
- 5 別表２に掲げる職員が出席できないときは、当該職員の指名する者が代理して出席することができる。
- 6 幹事会は、必要に応じ、関係職員等の出席を求めることができる。
- 7 幹事会は、円滑な運営を図るために、部会を設けることができる。

(事務局)

第６条 連絡会議の事務局は、市民文化局市民生活部企画課に置く。

(委任)

第７条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１９年９月１１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

総務企画局長 財政局長 市民文化局長 環境局長 健康福祉局長 まちづくり局長 建設緑政局長 危機管理監 川崎区長 幸区長 中原区長 高津区長 宮前区長 多摩区長 麻生区長 消防局長

別表 2

総務企画局企画調整課長 財政局資産税管理課長 市民文化局市民生活部長 市民文化局企画課長 市民文化局地域安全推進課長 市民文化局市民活動推進課長 環境局収集計画課長 健康福祉局企画課長 健康福祉局高齢者在宅サービス課長 まちづくり局住宅整備推進課長 まちづくり局建築指導課長 まちづくり局宅地企画指導課長 建設緑政局路政課長 危機管理本部危機管理部担当課長 川崎区役所地域振興課長 幸区役所地域振興課長 中原区役所地域振興課長

高津区役所地域振興課長
宮前区役所地域振興課長
多摩区役所地域振興課長
麻生区役所地域振興課長
消防局予防課長